

「ふくおかよかとかこパスポート事業」参画施設 募集要項

福岡県商工部観光局観光振興課

(目 的)

福岡県では、本県における観光客の動向調査及び観光客の県内周遊を促進するため、観光パスポート「ふくおかよかとかこパスポート」事業を平成28年7月より実施しております。

この「ふくおかよかとかこパスポート」事業に参画いただける施設等の募集を行いますので、登録を希望される施設等は、下記事項を確認・同意のうえ、必要書類をメール、FAXまたは郵送にて下記「福岡県観光パスポート事務局」へご応募ください。

1. ふくおかよかとかこパスポートの発行主体

福岡県（事業の実施については、(株)日本旅行（以下「事務局」という）へ委託）

2. ふくおかよかとかこパスポートの概要について

別紙1「ふくおかよかとかこパスポートの概要について」のとおり

3. 対象となる施設等

- (1) 福岡県内宿泊施設（ホテル・旅館・民宿）
- (2) 福岡県内における体験プログラム等の実施事業者
（例：工房体験、ガイド付きまち歩き、湯めぐりパスポート、九州オルレなど）
- (3) 道の駅・観光土産店
- (4) 観光施設・名所・旧跡・寺社・仏閣（ただし、スタンプの管理が可能なところに限る）
- (5) 飲食店
- (6) そのほか自治体主催のイベントなど特に福岡県が認めたもの

4. 参画の条件

以下の共通及び個別（宿泊施設の場合）の条件を満たす必要があります。

【共通事項】

- ① 「福岡県暴力団排除条例」（平成21年福岡県条例第59号）を遵守すること。
- ② その他公序良俗に反しないこと。

【個別事項（宿泊施設）】

- ① 福岡県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する宿泊施設であること。
- ② 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項の営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること。
- ③ 簡易宿所営業の許可を受けたものであって、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「余暇法」という。）に基づく「農林漁業体験民宿業」（以下「農家民宿」という。）を含み、いわゆる「農家民泊」は除く。
- ④ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。

5. 参画にかかる費用 無料

6. 参画のメリット

ふくおかよかところパスポート事業の案内冊子や電子パスポートのアプリ「ふくおかよかところパスポート」(ココシル福岡)上で施設情報が掲載され広報に繋がります。アプリ上で掲載される情報は、事業者自身で情報更新が可能です。

また、当事業により収集した観光客の動向に関する情報(個人情報除く)をご活用いただけます。

7. 参画施設へのご依頼事項(ルール)

【事前準備】

① ふくおかよかところパスポート利用者に対する特典の提供

ふくおかよかところパスポート利用者に対する特典を、パスポートのステージ毎にご準備をお願いします。

ステージ1(青パスポート)→ステージ2(赤パスポート)→ステージ3(黒パスポート)のランクアップ毎に特典内容がグレードアップするようにお願いします。困難な場合は、特典は共通でも構いません。

ただし、利用料の発生しない施設・体験プログラムにつきましては、特典の用意は必須ではありません。

(特典の例：割引、グッズのプレゼント、ドリンクサービス、ガイドサービスなど)

また、登録期間中は、原則として、変更・取り消しはできません。

- ② ふくおかよかところパスポート(紙)押印用のスタンプの準備(サイズ4cm×8.5cmの範囲内)すでにお持ちのスタンプをご利用いただいても構いません。
- ③ 事務局から配布する「電子パスポート」スタンプ看板(タグ)の設置(据え置き型)

【事業期間中の対応】

① ふくおかよかところパスポート(紙)の利用者に対して、条件に応じて、押印をお願いします。

ふくおかよかところパスポート(スマホ)の利用者に対して、条件に応じて、スタンプ看板(自立式タグ)をお示しください。

- ② 自社HPや情報誌をお持ちの方は、本事業の広報のご協力をお願いします。
- ③ 参画施設であることが判る「卓上のぼり」を後日送付しますので、来訪者に見えやすい場所に設置ください。
- ④ ふくおかよかところパスポート(青)紙版の配布
ふくおかよかところパスポート(青)をご要望のお客様に、パスポートをお渡しください。(ご協力いただける事業者様のみ。)

8. 本事業への登録方法

本事業への登録を希望される施設等は、この募集要項の記載内容に同意の上、事務局あてに下記の書類の提出をお願いします。

【提出書類】

- (1) 「ふくおかよかこパスポート事業」参画施設登録申請書（別紙2）
- (2) 旅館業法の営業許可の写し等、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていることを証する書類（宿泊施設のみ）

※（2）の書類については、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合もしくは各地域の旅館・ホテル組合に加入している施設である場合には提出は不要です。

【応募締切】

平成29年5月19日（金）

募集は随時行っておりますが、7月に参画施設一覧を掲載したパンフレットの発行を予定しており、締切日以降に応募いただいた場合、パンフレットに施設名が掲載されない場合があります。

【お問い合わせ及び申請書提出先】

福岡県観光パスポート事務局（㈱日本旅行 九州法人支店内）

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前3-2-1 日本生命博多駅前ビル5階

（株）日本旅行 九州法人支店内

電話 092-451-0606

FAX 092-451-0550

担当：古賀（こが）、森（もり）、天野（あまの）

メール：fukuoka_kankoppt@nta.co.jp